**平成31年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（環境農林水産関連）**

平成３０年７月

大阪府

**平成31年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望**

　日頃から、大阪府環境農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府では、「成長と安全・安心のよき循環」により、府民の願いである「豊かな大阪」の実現を確たるものとすべく、環境農林水産分野では「豊かな環境と安全安心な食を育む持続可能な社会」の実現に向け、全力で取り組んでいるところです。

環境分野においては、府民の健康の保護と生活環境を保全するため、良好な大気や水環境の確保に向けた取組みはもとより、資源の循環的利用の促進、低炭素で環境にやさしい新たなエネルギー社会の構築に向けた取組みを進めています。

農林水産分野においては、「府民が農業や農産物に触れ、楽しみ味わう機会の創出」などを視点に、大都市（大消費地）の強みを活かし、将来に向けた活力ある産業化を目指していくこととしております。また、近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、府独自の森林環境税を活用した森林整備や、ため池の耐震対策・ハザードマップの作成など、防災・減災対策を総合的に推進し、災害に強いまちづくりを進めています。

平成31年度の国家予算編成に当たりましては、本府の課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事　松 井　一 郎

目　　　次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** | **建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備・・・・・・・・・** | **１** |
| **２** | **ため池の防災・減災対策と都市農業の推進・・・・・・・・**  **(1)ため池の防災・減災対策の推進にかかる予算確保と**  **定額助成制度の継続**  **(2)都市農業振興のための制度拡充**  **(3)果樹産地再生にかかる事業制度創設** | **１** |
| **３** | **全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化・・・・・・** | **２** |
| **４** | **再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進・・**  **(1)太陽光発電施設の適切な設置**  **(2)再生可能エネルギーの普及促進**  **(3)地球温暖化対策の推進** | **２** |
| **５** | **地籍調査の推進（国土調査法）・・・・・・・・・・・・・・・** | **４** |
| **６** | **海面処分場の廃止基準の明確化・・・・・・・・・・・・・・・** | **５** |
| **７** | **国定公園の自然公園施設における長寿命化対策の推進・・・・・** | **５** |
| **８** | **大阪湾における栄養塩類の適正な管理・・・・・・・・・・・・** | **５** |

**１　建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備**

**（※平成30年６月最重点提案・要望項目）**

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の①～③の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

1. あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者

側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み

1. 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確

保のための許可基準

1. 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）

**２　ため池の防災・減災対策と都市農業の推進**

ため池の防災・減災対策及び都市農業の振興を計画的に推進するため、農業農村整備事業の実施にかかる所要額（当初）を確保し、次の内容を措置すること。

**（１）ため池の防災・減災対策の推進にかかる予算確保と定額助成制度の継続**

ため池における災害リスクを低減し府民の生命・財産を守るため、農村地域防災減災事業の予算確保と定額助成制度を継続すること。

**（２）都市農業振興のための制度拡充**

① 生産緑地における農業生産の維持・拡大を図るため、農業水利施設の整備を農業水路等長寿命化対策・防災減災事業の対象に追加すること。

② 都市住民による農業体験などの共同活動を拡大するため、知事が認める　農用地においても多面的機能支払事業（資源向上支払）の対象とすること。

**（３）果樹産地再生にかかる事業制度創設**

果樹産地再生のため、生産環境の整備（基盤整備＋施設整備）や担い手対策を総合的に支援する事業制度を創設すること。

**３　全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化**

1. 全てのＰＣＢ使用製品・廃棄物の処理期限までの早期かつ適正な処理の

必要性等に関して、国の責任において、マスメディア等を活用した広報・啓発を積極的に行うこと。

1. ＰＣＢ使用製品・廃棄物が期限内に確実かつ適正に処理されるよう、使

用製品・廃棄物にＰＣＢが含まれるかを事業者が確認するための支援策など早期処理促進に繋がる取組みを充実させること。

③ ＰＣＢ特別措置法改正に伴い自治体が行う事務の増加に係る財政措置

を適正に行うこと。特に、行政代執行においては、要した費用の徴収

が困難になる場合が想定されるため、自治体に財政の負担が生じること

のないよう、新たな財政支援の仕組みを構築すること。

**４　再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進**

1. **太陽光発電施設の適切な設置**
   1. 太陽光発電については、固定価格買取制度により普及拡大が図られる一

方で、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が発生している。

　　　 そのため、施設設置の企画立案から設計・施工、運用・管理、撤去・処

分までの一連の流れにおいて適切に事業が実施され、地域との共生が十分

に確保されるよう、地方との連携を含めた制度設計を図られたい。特に、

以下の点に十分に配慮し、ＦＩＴ法及びガイドラインの改正・改善を実施

すること。

ア．地域住民との良好な関係構築

事業計画の認定にあたっては、一定規模以上の発電設備を設置す

る事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けるなどの法整備を図り、事業者が住民理解を得るよう努めたことを確認すること。

イ．法令等遵守の事前確認

事業計画の認定にあたっては、法令等の相談及び手続きが完了し

た旨の報告を事業者に対して義務付けるなど、認定前に関係法令

等の遵守を確認のうえ必要な対応をとること。

ウ．トラブルへの実効性ある対応

不適切案件の情報提供をホームページで受け、自治体へ提供する仕組みが一昨年から開始されているが、その対応については、

遵守事項・推奨事項に関わらず、適切な指導を行うこと。

② 大阪府では、「大阪モデル」（※）を平成29年11月に構築しトラブ

ルの未然防止や対応を行っている。この大阪モデルによる事前確認や

早期対応が可能となるよう、認定前申請情報について早期に提供を行

うとともに、設置形態や位置図等の設置場所の特定ができる情報につ

いても提供すること。

（※大阪モデル：大阪府域における太陽光発電施設の不適切な設置や事業　者と地域住民とのトラブルの未然防止等を図り、もって地域との共生を推進するため、国・府・関係市町村の「情報共有」「連携協力」を図る体制。）

**（２）再生可能エネルギーの普及促進**

① 改正ＦＩＴ法における入札制度への配慮について（事業用太陽光発

電の普及）

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（改正ＦＩＴ法：2017年４月施行）」により導入された固定価格買取制度の入札対象については、試行期間（2017・2018年度）後も2,000kW以上とすること。

② ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進について（家

庭用太陽光発電の普及）

「第５次エネルギー基本計画」に掲げる「2020年までに新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す。」という目標達成に向け、国の責任において「ZEHの仕組みや良さを訴求する広報・啓発」を積極的に行われたい。また、再生可能エネルギーの普及促進のためにも「ZEH支援事業」を継続するとともに補助額についても維持すること。

**（３）地球温暖化対策の推進**

① 温室効果ガス排出削減の推進について

「地球温暖化対策計画」に掲げる「温室効果ガス排出量を2030年度におい

て2013年度比26.0％減の水準にする」という目標達成に向け、地域における対策が進むよう、以下の取組みを講じること。

ア．中小事業者向け補助事業の充実

中小事業者における省エネ・省ＣＯ２の取組みを促進するため、省エネ診断や省エネ機器・設備の導入に対する補助事業の予算を増額すること。

イ．温室効果ガス排出量算定のための情報確保

地域の実態を踏まえ地球温暖化対策実行計画を推進できるよう、温室効

果ガス排出量の算定に必要な小売電気事業者ごとの電力販売量に関する情報を入手できる仕組みを早急に作ること。

② 気候変動の影響への適応策の推進について

「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、地域特性に応じ計画的に適応策を推

進できるよう、地方公共団体への技術的・財政的支援を充実すること。ま

た、農林水産・防災・健康等の幅広い分野において必要な適応策の推進が

図れるよう、関係省庁に働きかけること。

**５　地籍調査の推進（国土調査法）**

都市部における地籍調査の更なる推進を図るため、次の内容を措置すること。

1. 道路台帳整備として現況測量を行った成果を、地籍調査と同等の成

果として取り扱うこと。

1. 土地区画整理事業等の既存資料を活用し、地籍調査として再整備す

ること。

③ 法務局へ送付した筆界点及び基準点座標値を法務局において活用できるよう連携すること。

**６　海面処分場の廃止基準の明確化**

　管理型海面処分場は、廃止までの期間が長期にわたるとの課題がある。一方、廃止に当たっては、周辺環境への影響を適切に判定できる「廃止後に放流することとなる地点」において、水質の確認を行うことが妥当と考えられる。

以上を踏まえ、廃止確認が早期に行えるよう、当該地点で水質確認を行うとする廃止基準の考え方を速やかに示すこと。

**７　国定公園の自然公園施設における長寿命化対策の推進**

　「環境省インフラ長寿命化計画」を踏まえた戦略的な維持管理・更新等を推進するため、国定公園の自然公園施設における長寿命化対策事業について、国費の交付金事業の対象とすること。

**８　大阪湾における栄養塩類の適正な管理**

中央環境審議会における瀬戸内海を対象とした、湾・灘ごと、季節ごとの状

況に応じたきめ細やかな水質管理に関する検討を着実に進め、栄養塩類の適正な管理方策について早期に明確な指針等を示すこと。

その検討にあたっては、湾・灘の特性を熟知し豊富な研究実績を有する地方の試験研究機関の成果を、引き続き活用すること。